

石川県小口融資制度要綱

1 目的

この制度は、県内中小企業者、特に零細企業者に必要な小口の事業資金又は季節的な要因による資金の供給の円滑を図り、もって県内中小零細企業の体質強化、経営安定に資することを目的とする。

2 小口事業資金

(1) 取扱金融機関

原則として、市町の指定する金融機関とする。

(2) 融資対象

① 一般分

次のいずれにも該当するものとする。

ア 商工会議所又は商工会(以下「商工会議所等」という。)の会員若しくは商工会議所等の実施する経営指導を概ね6カ月以上前から受けているものであること。

イ 次のいずれかに該当するものであること(最近3カ月間の平均売上額が、前年同期の月平均売上額に比して10%以上減少している者で、商工会議所等が当該融資の利用を特に必要と認めたものを含む。)

(ア) 常時使用する従業員が40人以内(商業又はサービス業((イ)に定めるものを除く。)は10人以内のもの

(イ) 宿泊業、娯楽業にあつては、常時使用する従業員が40人以内のもの

② 特別分

一般分に該当する者で、次のすべてに該当するもの

ア 信用保証協会の既保証残高(特別小口保証は除く。)を有しない者であること。

イ 次のいずれかに該当するもの

(ア) 常時使用する従業員が20人以内(商業又はサービス業((イ)に定めるものを除く。)は5人以内)であること。

(イ) 宿泊業、娯楽業にあつては、常時使用する従業員が20人以内であること。

ウ 融資の申込前1年間において、納期が到来した源泉徴収以外の所得税(法人の場合は法人税)、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による障害者控除額、老年者控除額又は寡婦(夫)控除額を控除されたことにより、県民税又は市町村民税の所得割がなくなった者の場合は均等割。法人の場合は法人割)のいずれかの税額がある者であつて、かつ、当該税額を完納していること。

③ 当座貸越分

一般分に該当する者で、次のすべてに該当し、かつ、貸越極度額及び取引期間を定めて、その範囲で反復継続して、当座貸越取引を行うもの

ア 原則2年以内に当該融資の残高を有するもの(償還済の場合を含む。)

イ 業歴3年以上で、申込金融機関での与信取引が2年以上あるもの又は最近の決算において利益計上しているもので、債務超過でなく、店舗、住宅又は工場等のいずれかを自己所有し、償還能力があると認められるもの

ウ 当座貸越取引について、石川県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の保証を利用することができるもの

(3) 資金使途

事業資金とする。

(4) 融資条件

① 融資限度額等

それぞれの融資の最高限度額は、次のとおりとする。ただし、一般分、特別分、当座貸越分の貸越極度額及び石川県小口零細融資(零細分)の合計で2,000万円を超えないものとする。

ア 一般分

融資の最高限度額は、2,000万円とする。

イ 特別分

融資の最高限度額は、2,000万円とする。

ウ 当座貸越分

500万円の範囲内で貸越極度額を設定し、借入れ残高がこれを超えないものとする。

② 融資期間

ア 一般分及び特別分

設備資金については、7年以内(うち据置は1年以内)とする。

運転資金については、5年以内(うち据置は1年以内)とする。

イ 当座貸越分

当座貸越取引の期間は、2年以内とする。ただし、当初取引から4年を超えない期間内での更新を妨げない。

③ 融資利率

別途、知事が定める。ただし、当座貸越分については、変動金利とする。

④ 担保

原則として、無担保とする。

⑤ 保証人

保証協会の所定の扱いによる。ただし、特別分については、保証人を徴しないことができるものとする。

⑥ 償還方法

原則として、元金均等償還とする。ただし、当座貸越分については、随時償還又は約定償還とする。

(5) 信用保証

すべて保証協会の保証付きとする。ただし、一般分及び特別分については、追認による保証協会の保証付きとする。

(6) 融資の申込手続

① 一般分及び特別分

ア 融資を受けようとする者は、所在地にある商工会議所等を経由して取扱金融機関に申し込むものとする。

イ 商工会議所等は、当該申込みについて調査し、取扱金融機関に対し意見を付すことができる。

ウ 取扱金融機関が当該申込みを処理する場合には、申込者の所在地の市町及び商工会議所等の意見を求めることができる。

② 当座貸越分

ア 当座貸越取引を始めようとする者は、当座貸越取引申込書(別記様式第2)に所在地にある商工会議所等の推薦書(別記様式第1)を添付して取扱金融機関に申し込むものとする。

イ 貸越極度額及び取引期間の範囲内での融資申込みについては、金融機関の所定の取扱いとする。

(7) 融資の優先的取扱

次に掲げる者に対する融資は優先的に取り扱うものとする。

- ① 小規模企業共済に加入し、原則として1年以上掛け金を納付しているもの
- ② 最近1年間において、商工会議所等が行う経営指導講習会(これに類する講習会を含む。)に2回以上参加し、又は商工会議所等による経営診断(これに類する経営診断を含む。)を受けている者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 青色申告を行っている者
 - イ 帳簿等の記帳、整備の状況から業況を的確に把握できる者

3 季節資金

(1) 融資対象

次のいずれかに該当するもの

- ① 常時使用する従業員が20人以内(商業又はサービス業(②に定めるものを除く。))は5人以内)であること。
- ② 宿泊業、娯楽業にあつては、常時使用する従業員が20人以内であること。

(2) 資金使途

短期運転資金とする。

(3) 融資条件

① 融資限度額

融資の最高限度額は、300万円とする。

② 融資期間

融資期間は、6カ月以内とする。

(4) 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、直接、取扱金融機関に申し込むものとする。

(5) 融資の取扱期間

融資の取扱期間は、益資金にあつては、6月15日から8月31日まで、年末資金にあつては、11月1日から12月31日までとする。

(別記様式第1)

年 月 日

(金融機関)

様

商工会議所会頭・商工会長

印

石川県小口融資(当座貸越分)に係る推薦書

下記の者は、石川県小口融資制度による融資に適するものと認められるので推薦します。

記

- 1 事業所名
- 2 所在地
- 3 主たる事業内容
- 4 当座貸越極度額設定希望額
- 5 小口融資(一般分、特別分)の利用実績

年 月 ~ 年 月 当初融資額 千円

(別記様式第2)

年 月 日

(金融機関)

様

所在地

(住所)

企業名

代表者名

印

石川県小口融資当座貸越取引申込書

上記取引をしたいので、石川県小口融資制度要綱に基づき、推薦書を添付して下記のとおり申し込みます。

記

申込貸越極度額 金 _____ 円

保証人 (住所、氏名、職業)

(別記様式第3)

年 月 日

石川県知事 様

(金融機関名)

印

石川県小口融資(季節資金)実行通知書

企業名 (組合名)		所在地	
代表者名		業 種	1 製造業 2 建設業 3 卸小売業 4 飲食業 5 運送業 6 サービス業 7 その他 ()
資本金	(法人のみ) 円		
業務内容	(主要取扱品目等具体的に)		
融資実行金額 円			融資利率
			%
融資期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 カ月間)		
うち 据置期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 カ月間)		
償還方法	年 月 日から 毎月ごとに 円返済 一括償還		
担 保	有 ・ 無	信用保証	有 ・ 無
備 考	(資金の用途を具体的に記入して下さい。)		
(注) 本店でとりまとめのうえ送付すること。		取扱支店名	